

## ■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(奈良県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
奈良県 奈良市 橿原市 生駒市	新築 増築 改築	・ 法第85条の規定の適用を受ける建築物 ・ 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物	—
	法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1,000㎡を超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの	・ 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物 ・ 品格法第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物	

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

## ■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(奈良県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
奈良県 奈良市 橿原市 生駒市	木造 (木+S、RC、 SRC造含む ※1)	屋根の小屋組の工事(枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
	S造	2階の床版の取付け工事(平屋については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事
	RC造	2階の床(平屋については、屋根床版)の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床(平屋については、屋根床版)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事)
	SRC造	2階の床の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事)
	備考	※1 構造耐力上主要な軸組を木造とした場合 ・ 上記の主要な構造のうち木造を含まない混構造は、1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について上記に掲げる特定工程及び特定工程後の工程に明示された工事とする。 ・ 工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。	

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。